



甲種防火管理新規講習を実施しました

平成31年2月19日、20日に大隅曾於地区消防組合曾於消防署において平成30年度甲種防火管理新規講習を実施しました。

消防法第8条では、政令で定める多数の者が出入りするような事業所等には防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせることが義務付けられています。

この講習は、消防法第8条第1項により政令で定める防火管理者としての資格を取得するためのもので、今回の講習で58名の方に修了証が交付されました。



消火器取扱い



煙体験



避難器具取扱い



救急処置



煙体験

